

別表 2

補助対象外経費 ※次にあげる経費は補助の対象になりません。

- ① 交付決定よりも前に事業に着手（契約，発注，購入等）した経費
- ② 関連会社（資本関係のある会社，役員を兼任している会社，代表者の親族（2親等以内）が代表者若しくは役員として属する会社等），代表者の親族（2親等以内）から購入等した経費
- ③ 国・県・市等，他の補助金の対象となっている経費
- ④ 一般価格や市場相場と比べて著しく高価なもの及び中古品
- ⑤ 他の業務に使用できる汎用性の高い設備・機器等（事務用のパソコン，プリンタ，タブレット等）
- ⑥ 太陽光発電設備等，再生可能エネルギーを活用した設備・機器
- ⑦ 自社で製造した設備・機器
- ⑧ 設備・機器等の設置場所の整備工事，基礎工事に要する経費
- ⑨ 既存設備・機器等の撤去費用
- ⑩ 既存設備・機器等の廃棄費用（処分費用，フロン回収費用），リサイクル料金
- ⑪ 既存設備・機器の改良・改修に要する費用
- ⑫ ポイント払による経費
- ⑬ 建物，構築物の購入等に要する経費
- ⑭ 工作機械，高性能ボイラ，厨房機器
- ⑮ 自動車等車両（重機，フォークリフト等を含む。）
- ⑯ レンタル又はリースする場合の費用
- ⑰ 本補助金申請に係る書類作成支援や郵送料等の費用
- ⑱ 公租公課（消費税及び地方消費税）
- ⑲ 継続的経費（家賃，駐車場代，光熱水費等）
- ⑳ 人件費（給与，役員報酬等）
- ㉑ 文房具・事務用品等の消耗品費（はさみ，ペン，封筒，インクカートリッジ，CD／DVD，USBメモリ，電池等）
- ㉒ 通信費（切手代，携帯電話料金，w i - f i 使用料，インターネット回線使用料，プロバイダー料金等）
- ㉓ 支払にかかる手数料等（振込手数料，代引手数料，ネット決済手数料等）
- ㉔ 決算書作成や税務申告等のために税理士・会計士等に支払う費用，訴訟等のための弁護士費用

- ②⑤ 各種保険料等
- ②⑥ 借入金の支払利息・遅延損害金・損失補填等
- ②⑦ 飲食・接待等の係る費用
- ②⑧ 公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費
- ②⑨ 補助対象経費の支払いを証する書類の写し（領収書等）により支払いの事実が確認できない経費